

長野県小学生バレーボール連盟倫理規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本バレーボール協会「倫理規程」及び日本小学生バレーボール連盟「倫理規程」に基づき、長野県小学生バレーボール連盟全ての役員（以下小連役員という）及び全てのチーム関係者が、その責務に反し、スポーツ関係者としての倫理に照らして逸脱する行為により、他からの疑惑や不振を招き批判を受けることの無いよう、あらかじめガイドラインとして禁止規定を示し、県内の小学生バレーボールの健全な普及・発展のために注意を喚起することを目的とする。

(禁止規定)

第2条 次に上げる行為を禁止する。

- (1) 体罰・暴力行為、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、個人的な差別等人權尊重の精神に反する行為などを行なうこと。
- (2) 小連役員及び他のチーム関係者等への品位または名誉を著しく傷つけること。
- (3) 新規登録及び選手の中途移籍に関し、所要の手続きを経ずして勧誘、強要すること。
- (4) その他、スポーツマン精神に反すること。

(倫理特別委員会)

第3条 長野県小学生バレーボール連盟規約第8章に基づく特別委員会について定める。

2 委員会の構成は次のとおりとする。

- (1) 委員長 副会長職から1名（会長指名）
- (2) 副委員長 4信理事から1名、副理事長職から若干名（以上会長指名）
- (3) 委員 4信理事から3名、総務委員長、指導普及委員長
- (4) 事務局 県小連事務局長

3 倫理特別委員会は、小学生バレーボールにおける事故・事件の未然防止及び事故・事件発生後の処置について対応する。

(処分規定)

第4条 第2条の禁止規定に違反した場合、小連役員及びチーム関係者としての活動を、一定期間または永久の停止、あるいはその他の処分を行なう。

(処分の手続き)

第5条 処分は、所定の事故発生報告書を受け、長野県小学生バレーボール連盟倫理特別委員会の調査及び当事者からの説明・弁明の結果、一般財団法人長野県バレーボール協会（以下県協会という）・日本小学生バレーボール連盟（以下日小連という。）の意見をもって、県小連理事会で処分を決定し、県協会・日小連及び県小連評議員会に報告する。なお、当事者へは処分の内容を文書で通達する。

(事故発生報告書の受理)

第6条 倫理特別委員会への事故発生報告書の受付日によって受理とする。

(その他)

第7条 細則については必要に応じて別に定める。

附 則

この規程は平成18年4月1日から施行する。

附 則 (一部改正)

この規程は平成21年4月1日から施行する。

附 則 (一部改正)

この規程は平成25年4月1日から施行する。